

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	4

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二（略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

四～六（略）

3～5（略）

（個体等の所有者等の義務）

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

四〇七 （略）

2 （略）

（輸出入の禁止）

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（個体等の登録）

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2〇10 （略）

（手数料）

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関）に納めなければならない。

一 登録等を受けようとする者

- 二 第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者
- 三 登録票の再交付を受けようとする者

2 (略)

(特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に關し特定器官等の種別に應じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に應じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種關係大臣」という。）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定器官等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡し又は引渡し業務の対象とする特定器官等の種別
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種關係大臣の發する命令で定める事項

(適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定)

第三十三条の七 環境大臣及び特定国際種關係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2 5 (略)

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 別表第一の表一及び表二の第一の二から四まで並びに別表第二の表一及び表二の第一の二に掲げる種並びにアキリウス・キスイイ（ヤシヤゲンゴロウ）、キュビステル・リムバトウス（フチトリゲンゴロウ）、デュティスクス・サルピ（シャープゲンゴロウモドキ）、ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン（ヨナグニマルバネクワガタ）、ケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）、ケラストリナ・オガサワラエンス

イス（オガサワラシジミ）、スイジミア・モオレイ（ゴイシツバメシジミ）及びメリタエア・スコトスイア（ヒョウモンモドキ）の卵

三 クレピディアストルム・グランデイコルム（コヘラナレン）、ロドデンドロン・ボニネンセ（ムニンツツジ）、アユガ・ボニンスイマエ（シマカコソウ）、メラストマ・テトラメルム（ムニンノボタン）、ピペル・ポストルスイアヌム（タイヨウフウトウカズラ）、ピトスポルム・パルヴィフオリウム（コバトベラ）、ススムプロコス・カワカマイ（ウチダシクロキ）及びカルリカルパ・パルヴィフオリア（ウラジロコムラサキ）の種子

（希少野生動植物種の器官）

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 希少野生動植物種の個体のはく製その他の標本（はく製として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。）

二 別表第四の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを

含む。)

(原材料器官等)

第二条の四 法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の上欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官及びその加工品とする。

(個体等の輸出入の要件)

### 第三条 (略)

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国から生じた器官等の輸出を許可に係らしない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等(その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。))である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書)が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

### 3 (略)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- 二 別表第二の表二の中欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)、又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であること。
- 三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。))又は加工品(当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。
  - イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
  - ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。))又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

と。

ハ 別表第六の上欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の下欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

（登録等に関する手数料）

第五条 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての登録 一の個体等につき三千二百円
- 二 別表第六のロクソドonta・アフリカナ（アフリカゾウ）の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての登録 一の原材料器官等につき千六百円
- 三 変更登録又は登録票の書換交付 一件につき千五百円
- 四 登録票の再交付 一件につき千五百円

（特定国際種事業に係る特定器官等）

第五条の二 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第五のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等
- 二 別表第五のうみがめ科の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

（適正に入手された原材料に係る製品）

第五条の五 法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品（その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）とする。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一

科名	種名
動物界 鳥綱	がんかも目

	がんかも科	ブランタ・カナデンスイス・レウコパレイア(シジュウカラガン)
(二)	ちどり目	
	うみすずめ科	ルンダ・キルラタ(エトピリカ) ウリア・アアルゲ・イノルナタ(ウミガラス)
	しぎ科	スコロパクス・ミラ(アマミヤマシギ) トリンガ・グティフェル(カラフトアオアシシギ)
(三)	ここのとり目	
	ここのとり科	キコニア・ボイキアナ(コウノトリ)
とき科		ニポニア・ニポン(トキ)
(四)	はと目	
	はと科	カルコファプス・インディカ・ヤマスイナイ(キンバト) コロンバ・ヤンティナ・ニテンス(アカガシラカラスバト) コロンバ・ヤンティナ・ステイネゲリ(ヨナクニカラスバト)
(五)	わしたか目	
	わしたか科	アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ(オオタカ) アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ(イヌワシ) ブテオ・ブテオ・トヨスイマイ(オガサワラノスリ) ハリアエトウス・アルビキルラ・アルビキルラ(オジロワシ) ハリアエトウス・ペラギクス・ペラギクス(オオワシ) スピロルニス・ケエラ・ペルプレクス(カンムリワシ) スピザエトウス・ニパレンスイス・オリエンタリス(クマタカ) フアルコ・ペレグリヌス・フルイテイイ(シマハヤブサ) フアルコ・ペレグリヌス・ヤポネンスイス(ハヤブサ)
(六)	きじ目	
	きじ科	ラゴプス・ムトウス・ヤポニクス(ライチョウ)
(七)	つる目	
	つる科	グルス・ヤポネンスイス(タンチョウ) ガルリラルルス・オキナワエ(ヤンバルクイナ)
くいな科		
(八)	すずめ目	

表二

			あととり科	カルドウエリス・スイニカ・キトリトズイ(オガサワラカワラヒワ)
			みつすい科	アパロプテロン・ファミリアレ・ハハスイマ(ハハジマメグロ)
			ひたき科	エリタクス・コマドリ・コマドリ(アカヒゲ) エリタクス・コマドリ・ナミイエイ(ホントウアカヒゲ) エリタクス・コマドリ・スブルフス(ウスアカヒゲ) ロクステルラ・プリユエリ・プリユエリ(オオセツカ) ゾオテラ・ダウマ・マヨル(オオトラツグミ)
			やいろちよう科	ピタ・ブラキユウラ・ニユンファ(ヤイロチヨウ)
		(九)	ペリカン目	フアラクロコラクス・ウリレ(チシマウガラス)
		(一〇)	きつつき目	デンドロコポス・レウコトス・オウストニ(オーストンオオアカゲラ) ピコイデス・トリダクテウルス・イノウイエイ(ミュビゲラ) サフェオピポ・ノグキイ(ノグチゲラ)
		(一一)	みずなぎどり目	ディオメデア・アルバトルス(アホウドリ)
		(一二)	ふくろう目	ケトウバ・ブラキストニ・ブラキストニ(シマフクロウ)
			備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	
			ふくろう科	
			第一 動物界	
			一 哺乳綱	
		(一)	食肉目	プリオナイルルス・ベンガレンスィス・エウプテイルルス(ツシマヤマネコ) プリオナイルルス・ベンガレンスィス・イリオモテンスィス(イリオモテヤマネコ)
		(二)	翼手目	プテロプス・ダスマルルス・ダイトエンスィス(ダイトウオオコウモリ)
			ねこ科	
			おおこうもり科	
			科名	種名



	おさむし科	クリュソボトリス・ボニネンシス・スズキイ（オガサワラムツボシタママシ母島亜種） クロサワイア・ヤノイ（ツヤヒメマルタママシ） タママスイア・ヴィリダ・ヴィリダ（ツマベニタママシ父島・母島列島亜種）
	かみきりむし科	キキンデラ・ボニナ（オガサワラハンミョウ） アルロトラエウス・ボニネンシス（オガサワラトビイロカミキリ） クロロフォルス・ボニネンシス（オガサワラトラカミキリ） クロロフォルス・コバヤスイイ（オガサワラキイロトラカミキリ） メリオノエダ・トサワイ（オガサワラモモブトコバネカミキリ） プセウデイフラ・ビコロール・ビコロール（フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種） クスユロトレクス・オガサワレンシス（オガサワライカリモントラカミキリ）
	げんごろう科	アキリウス・キスイイ（ヤシヤゲンゴロウ） キュビステル・レウイスイアヌス（マルコガタノゲンゴロウ） キュビステル・リムバトウス（フチトリゲンゴロウ） デュティスクス・サルピ（シャープゲンゴロウモドキ）
	くわがたむし科	ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン（ヨナグニマルバネクワガタ）
	はなのみ科	ホスイハナノミア・クスイイ（クスイキボシハナノミ） ホスイハナノミア・オクロトラクス（キムネキボシハナノミ） ホスイハナノミア・トリコパルピス（オガサワラキボシハナノミ） トモクスイア・レリクタ（オガサワラモンハナノミ）
	こがねむし科	ケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）
	(二) かめむし目	
	せみ科	プラテユプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイニイ）
	(三) ちょう目	
	しじみちょう科	ケラストリナ・オガサワラエンシス（オガサワラシジミ）
	たてはちちょう科	スイジミア・モオレイ（ゴイシツバメシジミ） メリタエア・スコトスイア（ヒヨウモンモドキ）
	(四) とんぼ目	
	えぞとんぼ科	ヘミコルドウリア・オガサワレンシス（オガサワラトンボ）
	あおいとんぼ科	インドレステス・ボニネンシス（オガサワラアオイトトンボ）

はなだか-tonぼ科	リノキユファ・オガサワレンスイス (ハナダカトンボ)
とんぼ科	リベルルラ・アンゲリナ (ベッコウトンボ)
七 腹足綱 柄眼目	
なんばんまいまい科	マンダリナ・アニジマナ (アニジマカタマイマイ) マンダリナ・アウレオラ (コガネカタマイマイ) マンダリナ・チチジマナ (チチジマカタマイマイ) マンダリナ・エクソプタタ (ヒシカタマイマイ) マンダリナ・ハハジマナ (ヒメカタマイマイ) マンダリナ・ハヤトイ (フタオビカタマイマイ) マンダリナ・ヒラセイ (アナカタマイマイ) マンダリナ・カグヤ (オトメカタマイマイ) マンダリナ・マンダリナ (カタマイマイ) マンダリナ・ポリタ (アケボノカタマイマイ) マンダリナ・ポンデロサ (ヌノメカタマイマイ) マンダリナ・スエノアエ (キノボリカタマイマイ) マンダリナ・トミヤマイ (コハクアナカタマイマイ) マンダリナ・トリフアスキアタ (ミスジカタマイマイ)
第二 植物界	
ちやせんしだ科	ヒュメナスプレニウム・カルディオフルム (ヒメタニワタリ)
きく科	クレピディアストルム・グランディコルム (コヘラナレン)
おしだ科	ポリュステイクム・オバイ (アマミデンダ)
つつじ科	ロドデンドロン・ボニネンセ (ムニンツツジ) ロドデンドロン・ケイスケイ変種ヒュポグラウクム (ウラジロヒカゲツツジ) ヴァキニウム・アマミアヌム (ヤドリコケモモ)
いわたばこ科	アエスキュナントウス・アクミナトウス (ナガミカズラ)
しそ科	アユガ・ボニンスイマエ (シマカコソウ)
ひかげのかずら科	リュコポディウム・サルヴェイニオイデス (ヒメヨウラクヒバ)
のぼたん科	メラストマ・テトラメルム (ムニンノボタン)

動物界		鳥綱	
科	名	種	名

すいれん科	ヌファル・スブメルサ(シモツケコウホネ)
らん科	カランテ・ハトリイ(アサヒエビネ) カランテ・ホスイイ(ホシツルラン) キュプリペデイウム・グタトウム(チョウセンキバナアツモリソウ) キュプリペデイウム・マクラントウム変種ホテイアツモリアヌム(ホテイアツモリ) キュプリペデイウム・マクラントウム変種レブネンセ(レブンアツモリソウ) キュプリペデイウム・マクラントウム変種スペキオスム(アツモリソウ) クリユプトステュリス・タイウニアナ(タカオオオスズムシラン) デンドロビウム・オキナウエンセ(オキナワセツコク) リパリス・エルリプテイカ(コゴメキノエラン) マラクスイス・ボニネンスイス(シマホザキラン) プラタンテラ・ソノハライ(クニガミトンボソウ) プラタンテラ・ステノグロサ亜種イリオモテンスイス(イリオモテトンボソウ) ヴリュダグズユネア・ヌダ(ミソボシラン)
きじのおしだ科	プラグオギユリア・コイドズミイ(リュウキュウキジノオ)
こしように科	ピペル・ポステルスイアヌム(タイヨウフウトウカズラ)
とべら科	ピトスボルム・パルヴィフオリウム(コバトベラ)
はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスイアヌム(ハナシノブ)
さくらそう科	プリムラ・キソアナ変種キソアナ(カッコソウ)
きんぼうげ科	カルリアンテムム・インスイグネ変種ホンドエンセ(キタダケソウ)
はいのき科	スエムプロコス・カワカミイ(ウチダシクロキ)
くまつづら科	カルリカルパ・パルヴィフオリア(ウラジロコムラサキ)
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。

別表第二 国際希少野生動植物種(第一条、第二条、第四条関係)

	(一) がんかも目	<p>アナス・デイアズイ(メキシコガモ)</p> <p>アナス・ライサネンスイス(レイサンガモ)</p> <p>アナス・ウユヴィルリアナ(ハワイガモ)</p> <p>アンセル・インディクス(インドガン)</p> <p>ブランタ・ルフィコリス(アオガン)</p> <p>ブランタ・サンドヴィケンスイス(ハワイガン)</p> <p>メルグス・スクアマトウス(コウライアイサ)</p> <p>タドルナ・クリスタタ(カンムリツクシガモ)</p>
	(二) よたか目	<p>カプリムルグス・ノクティテルス(プエルトリコヨタカ)</p>
	(三) ひくいどり目	<p>ドロマイウス・ミノル(クロエミュー)</p> <p>ドロマイウス・バウディニアヌス(ヒメエミュー)</p>
	(四) ちどり目	<p>ラルス・レリクトウス(ゴビズキンカモメ)</p> <p>ステルナ・アルビフロンス(コアジサシ)</p> <p>ヒマントプス・ヒマントプス・クヌドセニ(ハワイセイタカシギ)</p> <p>イビドリユンカ・ストルテルスィイ(トキハシゲリ)</p> <p>ヌメニウス・ボレアリス(エスキモーコシヤクシギ)</p> <p>ヌメニウス・ミヌトウス(コシヤクシギ)</p> <p>ヌメニウス・テヌイロストリス(シロハラチユウシヤクシギ)</p>
	(五) はと目	<p>コロンバ・イノルナタ・ウエトモレイ(プエルトリコムジバト)</p> <p>コロンバ・ヴィティエンスイス・ゴドマナエ(ロードハウノドジロカラスバト)</p> <p>ガルリコロンバ・カニフロンス(バラウムナジロバト)</p> <p>ガルリコロンバ・ノルフオルキエンスイス(ノーフオークムナジロバト)</p> <p>ヘミフアガ・ノヴァエセラディアエ・スパディケア(ノーフオークマオリバト)</p> <p>ペトロフアサ・スミティイ・ブラアウイ(キガオシヤコバト)</p>
はと科		
しぎ科		
せいたかしぎ科		
かもめ科		
エミュー科		
よたか科		
がんかも科		

	(六) きじ目
つかつくり科	メガポデイウス・ラペロウセ(マリアナツカツクリ) レイボア・オケルラタ(オーストラリアツカツクリ)
きじ科	コリヌス・ヴィルギニアヌス・リドグワイイ(ソノラコリンウズラ) テトラオガルルス・アルタイクス(アルタイセツケイ) テトラオガルルス・カスピウス・カスピウス(ミナミカスピアンセツケイ) テトラオガルルス・カスピウス・タウリクス(アルメニアセツケイ) テトラオガルルス・テイベタヌス・テイベタヌス(ニシチベットセツケイ) テュンパヌクス・クピド・アトワテリ(テキサスソウゲンライチョウ)
(七) つる目	グルス・アメリカナ(アメリカシロヅル) グルス・カナデンシス・プルラ(ミシシッピーカナダヅル) グルス・レウコゲラヌス(ソデグロヅル) グルス・モナカ(ナベヅル) グルス・ヴィピオ(マナヅル) クラミュドティス・ウンドウラタ・マククエエニイ(ヒガシフサエリシヨウノガン) オティス・タルダ・デュボウスキイ(ヒガシノガン)
のがん科	フリカ・アメリカナ・アライ(ハワイアメリカオオバン)
くいな科	ガルリヌラ・カロロプス・サンドヴィケンシス(ハワイバン) ノトルニス・アルバ(ロードハウセイケイ) ラルルス・ロンギロストリス・レヴィペス(ウスアシハイロクイナ) ラルルス・ロンギロストリス・オブソレトウス(カリフォルニアハイロクイナ) ラルルス・ロンギロストリス・ユマネンシス(ユマハイロクイナ) ラルルス・ペクトラリス・クレランデイ(ニシオーストラリアアカエリクイナ) ラルルス・フィリペンシス・マクアリエンシス(マツコリークイナ)
(八) わしたか目	わしたか科 ブテオ・ソリタリウス(ハワイノスリ) ギユパエトウス・バルバトウス・アウレウス(ヨーロッパヒゲワシ) ハリアエトウス・レウコケファルス・レウコケファルス(アメリカハクトウワシ)



	<p>マノリナ・メラノテイス (ミミグロミツスイ)          モホ・ブラカトウス (キモモミツスイ)          クサントミュザ・フリユギア (キガオミツスイ)</p>
<p>ひたき科</p>	<p>アクロケファルス・キンギ (ハワイヨシキリ)          アクロケファルス・ルスキニア・ルスキニア (グアムヨシキリ)          ダスユオルニス・ブロードベントイ・リトラリス (ニシオナガムシクイ)          ドリュモデス・スペルキリアリス・コルクロウギ (チャバラキタメグロヤブコマ)          フアルクンクルス・フロンタトウス・ウイテイ (キンバレーハシブトモズヒタキ)          ゲリユゴネ・インスラリス (ロードハウセンニヨムシクイ)          モナルカ・タカトスカサエ (チャバラヒタキ)          パラドクソルニス・ヘウデイ・ポリヴァノヴィ (ハンカカオジロダルマエナガ)          ファエオルニス・オブスクルス・ミュアデステイナ (オオカウアイツグミ)          ファエオルニス・オブスクルス・ルタ (モロカイツグミ)          ファエオルニス・パルメリ (ヒメハワイツグミ)          ポエキロドリユアス・スペルキリオサ・ケルヴィニヴェントリス (ダービーマミジロヒタキ)          リピドウラ・ケルヴィナ (ロードハウオウギヒタキ)          リピドウラ・レピダ (アカオウギヒタキ)          ステイピトウルス・マラクルス・インテルメデイウス (ロフテイエミュームシクイ)          トウルドウス・ポリオケファルス・ポリオケファルス (ノーフォークツグミ)          トウルドウス・クサントプス・ヴィニティンクトウス (ロードハウツグミ)          パルダロトウス・クアドラギントウス (ミドリホウセキドリ)</p>
<p>アメリカむしくい科</p>	<p>デンドロイカ・キルトランデイ (カートランドムシクイ)          ヴェルミヴォラ・バクマニイ (バックマンムシクイ)</p>
<p>むくどり科</p>	<p>アプロニス・フスカ (ノーフォークカラスモドキ)          アプロニス・ペルゼルニ (ヒメカラスモドキ)</p>
<p>めじろ科</p>	<p>ルキア・サンフォルデイ (ハシナガメジロ)          ゾステロプス・アルボグラリス (ノーフォークメジロ)          ゾステロプス・ストレヌア (ロードハウメジロ)</p>

		ペリカン科	ペレカヌス・オキデンタリス・カリフォルニクス（カリフォルニアカッショクペリカン） ペレカヌス・オキデンタリス・カロリネンシス（タイセイヨウカッショクペリカン） パパスラ・アボティ（モモグロカツオドリ）
	(一一)	きつつき目	
		きつつき科	カンペイルス・プリンキパリス（ハシジロキツツキ） デンドロコプス・ボレアリス・ボレアリス（アカミキツツキ） デンドロコプス・ボレアリス・ヒュロノムス（フロリダアカミキツツキ） ピクス・スクアマトウス・フラヴィロストリス（ハジロヒマラヤアオゲラ）
	(一二)	みずなぎどり目	
		みずなぎどり科	プテロドロマ・レウコプテラ・レウコプテラ（ミナミシロハラミズナギドリ） プテロドロマ・ファエオピュギア・サンドウイケンシス（ハワイシロハラミズナギドリ）
	(一三)	おうむ目	
		おうむ科	カカトウア・パステイナトル・パステイナトル（オオテンジクバタン） カリユプトリユンクス・バウディニイ・グラプトギユネ（ビクトリアオジロクロオウム） アマゾナ・ヴィタタ（アカビタイボウシインコ） キュアノランフス・コオキイ（ノーフオークアオハシインコ） キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・エリュトロティス（マツコリーアオハシインコ） キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・スブラヴェスケンズ（ロードハウアオハシインコ） キュクロプスイタ・ディオフタルマ・コクセニ（アカガオイチジクインコ） ゲオプスイタクス・オキデンタリス（ヒメフクロウインコ） ネオフェマ・クリユソガステル（アカハラワカバインコ） ネストル・プロドウクトウス（キムネカカインコ） ペゾポルス・ワルリクス・フラヴィヴェントリス（キバラキジインコ） プセフトオウス・クリユソプテリユギウス（キビタイヒスイインコ） プセフトオウス・プルケルリムス（ゴクラクインコ） リユンコプスイタ・パキュリユンカ（ハシブトインコ）
	(一四)	さけい目	
		さけい科	スユルラプテス・テイベタヌス（チベットサケイ）
(一五)	ふくろう目		

表二

ふくろう科		ニノクス・ノヴァエセエランディアエ・アルバリア（ロードハウアオバズク） ニノクス・ノヴァエセエランディアエ・ウンドウラタ（ニュージーランドアオバズク） オトウス・ポダルギナ（カキイロヅク）	
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	科名	種名	適用日
	第一 動物界 一 哺乳綱 (二) 偶蹄目	プロングホーン科	アンティロカプラ・アメリカナ（ブロングホーン）
うし科	アダクス・ナソマクラトウス（アダックス） ボス・ガウルス（ガウル） ボス・ムトウス（ヤセイヤク） ボス・サウヴェリ（コープレイ） ブバルス・デプレスイコルニス（アノア） ブバルス・ミンドレンスイス（タマラオ） ブバルス・クアルレスイ（ヤマアノア） カプラ・ファルコネリ（マーコール）	昭和五八年七月二九日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 カプラ・ファルコネリ・キアルタネンス イス（パキスタンマーコール）、カプラ ・ファルコネリ・イエルドニ（パンジャ ブマーコール）及びカプラ・ファルコネ リ・メガケロス（アフガニスタンマーコ	





レオパルドウス・テイグリヌス（ジャガーネコ）

レオパルドウス・ウイエデイイ（マーゲイ）

リユンクス・パルデイヌス（スペインオオヤマネコ）

ネオフェリス・ネブロサ（ウンピョウ）

パンテラ・レオ・ペルスイカ（インドライオン）

パンテラ・オンカ（ジャガー）

パンテラ・パルドウス（ヒョウ）

パンテラ・テイグリヌス（トラ）

パルドフェリス・マルモラタ（マーブルキヤット）

プリオナイルルス・ベンガレンシス・ベンガレンシス（ベンガルヤ  
マネコ）

スイ（コスタリカオセロット）及びレオ  
パルドウス・パルダリス・ミティス（ミ  
ティスオセロット）の個体等については  
昭和五五年一月四日、その他の種の個  
体等については平成二年一月一八日

レオパルドウス・テイグリヌス・オンキ  
ルラ（コスタリカジャガーネコ）の個体  
等については昭和五五年一月四日、そ  
の他の種の個体等については平成二年一  
月一八日

レオパルドウス・ウイエデイイ・ニカラ  
グアエ（ニカラグアマーゲイ）及びレオ  
パルドウス・ウイエデイイ・サルヴィニ  
ア（グアテマラマーゲイ）の個体等につ  
いては昭和五五年一月四日、その他の  
種の個体等については平成二年一月一八  
日

平成二年一月一八日

昭和五五年一月四日

昭和五五年一月四日

昭和五五年一月四日

昭和五五年一月四日

パンテラ・テイグリヌス・アルタイカ（シ  
ベリアトラ）の個体等については昭和六  
二年一〇月二二日、その他の種の個体等  
については昭和五五年一月四日

昭和五五年一月四日

昭和五五年一月四日





	(七) カンガルー目	スミントプスイス・プサンモフィラ(サバクスミンソプシス)	昭和五五年一月四日
	カンガルー科	ラゴルケステス・ヒルストウス(コシアカウサギワラビー)	昭和五五年一月四日
		ラゴストロフス・フアスキアトウス(シマウサギワラビー)	昭和五五年一月四日
		オニコガレア・フラエナタ(タヅナツメオワラビー)	昭和五五年一月四日
	ねずみカンガルー科	ベトンギア属(フサオネズミカンガルー属) 全種	昭和五五年一月四日
	ウオンバット科	ラスイオリヌス・クレフテイイ(クレフトウオンバット)	昭和五五年一月四日
	(八) うさぎ目		
	うさぎ科	カプロラグス・ヒスピドウス(アラゲウサギ)	昭和五五年一月四日
		ロメロラグス・ディアジ(メキシコウサギ)	昭和五五年一月四日
	(九) バンディクト目		
	バンディクト科	ペラメレス・ボウガイインヴェイルレ(チビオビバンディクト)	昭和五五年一月四日
	ミミナガバンディクト科	マクロテイス・ラゴテイス(ミミナガバンディクト)	昭和五五年一月四日
	(一〇) 奇蹄目		
	うま科	エクウス・アフリカヌス(アフリカノロバ)	昭和五八年七月二九日
		エクウス・グレヴェユイ(グレビーシマウマ)	昭和五五年一月四日
		エクウス・ヘミオヌス・ヘミオヌス(モウコノロバ)	昭和五五年一月四日
		エクウス・ヘミオヌス・クル(ペルシヤノロバ)	昭和五五年一月四日
		エクウス・プルゼワルスキー(モウコノウマ)	昭和五五年一月四日
		エクウス・ゼブラ・ゼブラ(ケープヤマシマウマ)	昭和五五年一月四日
	さい科	さい科全種	昭和五五年一月四日
	ばく科	タピルス・バイルデイイ(ベアドバク)	昭和五五年一月四日
		タピルス・インディクス(マレーバク)	昭和五五年一月四日
		タピルス・ピンカケ(ヤマバク)	昭和五五年一月四日
	(一一) 霊長目		
アテリダエ科		アロウアタ・コイベンスイス(コイバホエザル)	昭和五五年一月四日
		アロウアタ・パルリアタ(マントホエザル)	昭和五五年一月四日
		アロウアタ・ピグラ(メキシコクロホエザル)	昭和五五年一月四日





	(一三) 齧 <sup>げ</sup> 歯目	キンキルラ属(チンチラ属) 全種 レポリルルス・コンデイトル(コヤカケネズミ) プセウドミウス・フィエルデイ・プラエコニス(シャークベイネズミ) クセロミウス・ミュオイデス(クマネズミモドキ) ズゾミウス・ペドウンクラトウス(マクドネルイワネズミ) キュノミウス・メクスイカヌス(メキシコプレーリードッグ)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	(一四) 海牛目	ドウゴング・ドウゴン(ジユゴン)	昭和五五年一月四日
	ジユゴン科	トリケクス・イヌングイス(アマゾンマナティー)	昭和五五年一月四日
	マナティー科	トリケクス・マナトウス(アメリカマナティー)	昭和五五年一月四日
		トリケクス・セネガレンスイス(アフリカマナティー)	平成二五年六月二日
	二 鳥綱		
	(一) がんかも目	アナス・アウ克蘭デイカ(チャイログモ) アナス・クロロテイス アナス・ネスイオテイス(コバシチャイログモ) アサルコルニス・スクトウラタ(ハジロモリガモ) ロドネサ・カリユオフルラケア(バライログモ)	平成七年二月一六日 平成七年二月一六日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	(二) あまつばめ目	グラウキス・ドルニイ(ヒメオオハシハチドリ)	昭和五五年一月四日
	(三) こうのとり目	ヤビル・ミュクテリア(ズグロハゲコウ) ミュクテリア・キネレア(シロトキコウ) ゲロンテイクス・エレミタ(ホオアカトキ)	昭和六〇年八月一日 昭和六二年一〇月二二日 昭和五五年一月四日
	(四) はと目	カロエナス・ニコバリカ(キンミノバト) ドウクラ・ミンドレンスイス(ミンドロミカドバト)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
(五) ぶつぼうそう目			





	(八) つる目	トラゴパン・ブリュテイイ(ハイバラジュケイ) トラゴパン・カボテイ(ジュケイ) トラゴパン・メラノケファルス(ハイイロジュケイ)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	つる科	グルス・カナデンスイス・ネスイオテス(キューバカナダヅル) グルス・ニグリコルリス(オグロヅル)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	のがん科	アルデオテイス・ニグリケプス(インドオオノガン) クラミユドテイス・ウンドウラタ(フサエリシヨウノガン)のうちクラ ミユドテイス・ウンドウラタ・マククエエニイ(ヒガシフサエリシヨウ ノガン)以外のもの ホウバロプスイス・ベンガレンスイス(インドシヨウノウガン) ガルリラルルス・スウルヴェストリス(ロードハウコバナケイナ) リユノケトス・ユバトウス(カグー)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	くいな科		
	カグー科		
	(九) すずめ目		
	くさむらどり科	アトリコルニス・クラモスス(ノドジロクサムラドリ)	昭和五五年一月四日
	かざりどり科	コテイంగా・マクラタ(アオムネカザリドリ) クスイフォレナ・アトロプルプレア(ハジロカザリドリ)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	あとり科	カルドウエリス・ククルラタ(シヨウジョウヒワ)	昭和五五年一月四日
	つばめ科	プセウドケリドン・スイリントラエ(アジアカワツバメ)	平成二年一月八日
	むくどりもどき科	クサントプサル・フラヴス(キバラムクドリモドキ)	平成七年二月一六日
	ひたき科	ダスオオルニス・ロンギロストリス(ハシナガヒゲムシクイ)	昭和六〇年八月一日
	やいろちよう科	ピカタルテス・ギェンノケファルス(ハゲチメドリ) ピカタルテス・オレアス(ズアカハゲチメドリ)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	むくどり科	ピタ・グルネイイ(クロハラシマヤイロチヨウ) ピタ・コキ(コンコンヤイロチヨウ)	平成二年一月八日 昭和五五年一月四日
	(一〇) ペリカン目	レウコプサル・ロトスキルデイ(カンムリシロムク)	昭和五五年一月四日
	ぐんかんどり科	フレガタ・アンドレウスイ(クリスマスグンカンドリ)	昭和五五年一月四日
	ペリカン科	ペレカヌス・クリスプス(ハイイロペリカン)	昭和五八年七月二九日

	(一一) きつつき目		
	きつつき科	ドリユオコプス・ヤヴェンスイス・リカルドスイ(キタタキ)	昭和五五年一月四日
	(一二) かいつぶり目	ポデイリユンブス・ギガス(オオオビハシカイツブリ)	昭和五五年一月四日
	(一三) おうむ目		
	おうむ科	カカトウア・ゴフィニアナ(シロビタイムジオウム) カカトウア・ハエマトウロピユギア(フィリピンオウム) カカトウア・モルケンスイス(オオバタン) カカトウア・スルフレア(コバタン) プロボスキゲル・アテルリムス(ヤシオウム) エオス・ヒストリオ(ヤクシャインコ) ヴェニ・ウルトラマリナ(コンセイインコ)	平成四年六月一日 平成四年六月一日 平成二年一月一八日 平成一七年一月二日 昭和六二年一〇月二二日 平成七年二月一六日 平成九年九月一八日
	ロリイダエ科	アマゾナ・アラウスイアカ(アカノドボウシインコ) アマゾナ・アウロパルリアタ(キエリボウシインコ) アマゾナ・バルバデンスイス(キボウシインコ) アマゾナ・ブラスイリエンスイス(アカオボウシインコ) アマゾナ・フィンスキ(フジイロボウシインコ) アマゾナ・グイルデンギイ(オウボウシインコ) アマゾナ・インペリアリス(ミカドボウシインコ) アマゾナ・レウコケフアラ(サクラボウシインコ) アマゾナ・オラトリクス(オオキボウシインコ) アマゾナ・プレトレイ(アカソデボウシインコ) アマゾナ・ロドコリュタ(アカボウシインコ) アマゾナ・トウクマナ(カラカネボウシインコ) アマゾナ・ヴェルスイコロル(イロマジリボウシインコ) アマゾナ・ヴィナケア(ブドウイロボウシインコ) アマゾナ・ヴィリデイゲナリス(メキシコアカボウシインコ) アノドリユンクス属(スミレコンゴウインコ属) 全種	昭和五六年六月六日 平成一五年二月一三日 昭和五六年六月六日 昭和五六年六月六日 平成一七年一月二日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成一五年二月一三日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成二年一月一八日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成九年九月一八日 アノドリユンクス・グラウクス(ウミコンゴウインコ) 及びアノドリユンクス・
	いんこ科		

アラ・アンビグウス（ヒワコンゴウインコ）	昭和六〇年八月一日
アラ・グラウコグラリス（アオキコンゴウインコ）	昭和五八年七月二九日
アラ・マカオ（コンゴウインコ）	昭和六〇年八月一日
アラ・ミリタリス（ミドリコンゴウインコ）	昭和六二年一〇月二二日
アラ・ルブロゲニユス（アカミミコンゴウインコ）	昭和五八年七月二九日
キュアノプスイタ・スピクスイイ（アオコンゴウインコ）	昭和五五年一月四日
キュアノランフス・フォルベスイ（チャタムアオハシインコ）	昭和五五年一月四日
キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ（アオハシインコ）のうち	昭和五五年一月四日
キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・コオキイ（ノーフォーク	
アオハシインコ）、キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・エリ	
ユトロテイス（マツコリアオハシインコ）及びキュアノランフス・ノ	
ヴァエゼランディアエ・スブフラヴェスケンス（ロードハウアオハシイ	
ンコ）以外のもの	
キュアノランフス・サイセテイ（ニューカレドニアアオハシインコ）	昭和五五年一月四日
エウニユンフィクス・コルヌトウス（エウニユンフィクス・コルヌトウ	平成一二年七月一九日
ス・コルヌトウス及びエウニユンフィクス・コルヌトウス・ウヴァエエ	
ンスイスを含む。ヘイワインコ）	
グアロウバ・グアロウバ（ニョオウインコ）	昭和五五年一月四日
オグノリユンクス・イクテロテイス（キミミインコ）	昭和五八年七月二九日
ペゾポルス・ワルリクス（キジンコ）のうちペゾポルス・ワルリクス	昭和五五年一月四日
・フラヴィヴェントリス（キバラキジンコ）以外のもの	
ピオノプスイタ・ピレアタ（ヒガシラインコ）	昭和五五年一月四日
プリモリウス・コウロニ（ヤマヒメコンゴウインコ）	平成一五年二月一三日
プリモリウス・マラカナ（アカビタイヒメコンゴウインコ）	平成二年一月一八日
プセフトオウス・デイスイミリス（ヒスイインコ）	昭和五五年一月四日

レアリ（コスミレコンゴウインコ）の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については昭和六二年一〇月二二日

		プスイタクラ・エコ(シマホンセイインコ) ピュルラ・クルエンタタ(アオマエカケインコ) リユンコプスイタ・テルリスイ(エビチャガシラハシブトインコ) ストリゴプス・ハプロプティルス(フクロウオウム)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五六年六月六日 昭和五五年一月四日
	(二四) レア目	プテロクネミア・ペンナタ(ダーウィンレア)	昭和五五年一月四日
	レア科		
	(二五) ペンギン目	スフェニスクス・フンボルトイ(フンボルトペンギン)	昭和五六年六月六日
	ペンギン科		
	(二六) ふくろう目	ヘテログラウクス・ブレウイテイ(モリコキンメフクロウ) ミミズク・グルネイイ(オニコノハズク) ニノクス・ナタリス(クリスマスアオバズク) テュト・ソウマグネイ(マダガスカルメンフクロウ)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	めんふくろう科		
	(二七) だちよう目	ストルテイオ・カメルス(ダチョウ)	昭和五八年七月二九日
	だちよう科		
	(二八) しぎだちよう目	ティナムス・ソリタリウス(シズカシギダチョウ)	昭和五五年一月四日
	しぎだちよう科		
	(二九) きぬばねどり目	フアロマクルス・モキンノ(ケツアール)	昭和五五年一月四日
	きぬばねどり科		
	三 爬虫綱		
	(一) わに目		
	アリゲーター科	アルリガトル・スイネンスイス(ヨウスコウワニ) カイマン・クロコディルス・アパポリエンスイス(アパポリスカイマン) カイマン・ラテイロストリス(クチビロカイマン) メラノスクス・ニゲル(クロカイマン)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	クロコダイル科	クロコデュルス・アクトウス(アメリカワニ)	昭和五五年一月四日
		アメリカ合衆国の個体群に属する個体等 については昭和五五年一月四日、その 他の個体等については昭和五六年六月六	

		<p>クロコデュルス・カタフラクトウス（アフリカクチナガワニ）          クロコデュルス・インテルメデイウス（オリノコワニ）          クロコデュルス・ミンドレンスイス（ミンドロワニ）          クロコデュルス・モレレテイイ（グアテマラワニ）          クロコデュルス・ニロテイクス（ナイルワニ）          クロコデュルス・パルストリス（ヌマワニ）          クロコデュルス・ポロス（イリエワニ）          クロコデュルス・ロンビフェル（キューバワニ）          クロコデュルス・スイアメンスイス（シヤムワニ）          オステオラエムス・テトラスピス（コビトワニ）          トミストマ・スクレグレイ（ガビアルモドキ）          ガビアリス・ガンゲテイクス（ガビアル）</p>
<p>（二） むかしとかげ目</p>	<p>スフェノドン属（ムカシトカゲ属） 全種</p>	<p>スフェノドン・プンクタトゥス（ムカシトカゲ）の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成七年二月一六日</p>
<p>（三） とかげ亜目</p>	<p>カメレオン科          どくととかげ科          たてがみとかげ科</p>	<p>平成一五年二月一三日          平成一九年九月一三日          昭和五六年六月六日          昭和五六年六月六日          昭和五六年六月六日</p>
<p>かなへび科          おおとかげ科</p>	<p>ブラキユロフス属（フィジーグアナ属） 全種          キュクルラ属（サイイグアナ属） 全種          サウロマルス・ヴァリウス（エステバンチャクワラ）          ガルロテイア・スイモニユイ（イエロオオカナヘビ）          ヴアラヌス・ベンガレンスイス（インドオオトカゲ）          ヴアラヌス・フラヴェスケンス（アカオオトカゲ）          ヴアラヌス・グリセウス（サバクオオトカゲ）</p>	<p>昭和六二年一〇月二二日          平成四年一月三一日          平成四年一月三一日          昭和六二年一〇月二二日</p>

	(四) へび亜目	ヴアラヌス・コモドエンスイス(コモドオオトカゲ) ヴアラヌス・ネブロス	昭和五五年一月四日 平成四年一月三十一日
	ボア科	アクラントフィス属(マダガスカルボア属) 全種 ボア・コンストリクトル・オキデンタリス(ボアコンストリクター) エピクラテス・イノルナトウス(バヴァチボア) エピクラテス・モネンスイス(モナボア) エピクラテス・スプフラヴス(ジヤマイカボア) サンズイニア・マダガスカリエンスイス(サンジニアボア)	昭和五五年一月四日 昭和六二年一〇月二二日 昭和五五年一月四日 昭和五八年七月二九日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	つめなしボア科	ボリュエリア・ムルトカリナタ(ボアモドキ) カサレア・ドウスミエリ(モーリシヤスボア)	昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日
	にしきへび科	ピュトン・モルルス・モルルス(インドニシキへビ)	昭和五五年一月四日
	くさりへび科	ヴィペラ・ウルスイニイ(ノハラクサリへビ)	昭和六二年一〇月二二日
	(五) かめ目		
	へびくびがめ科	プセウデミユドウラ・ウンブリナ(オーストラリアヌマガメモドキ)	昭和五五年一月四日
	うみがめ科	うみがめ科全種	ケロニア・デプレサ(ヒラタアオウミガメ)の個体等については昭和五六年六月六日、ケロニア・ミュダス(アオウミガメ)の個体等については昭和六二年一〇月二二日、レピドケリユス・オリヴァケア(ヒメウミガメ)の個体等については平成四年一月三十一日、エレトモケリユス・インブリカタ(タイマイ)の個体等については平成六年七月二九日、その他の種の個体等については昭和五五年一月四日
	おさがめ科	デルモケリユス・コリアケア(オサガメ)	昭和五五年一月四日
	かめ科	グリユプテミユス・ムレンベルギ(ミューレンベルグイシガメ) テルラペネ・コアフライラ(ヒメアメリカハコガメ)	平成四年六月一日 昭和五五年一月四日

いしがめ科	<p>バタグル・アフィニス バタグル・バスカ(ヨツユビガメ) ゲオクレミユス・ハミルトニイ(ハミルトンクサガメ) メラノケリユス・トリカリナタ(ミスジヤマガメ) モレニア・オケルラタ(モレニア) パングシユラ・テクタ(カチューガ)</p>	<p>昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日</p>
おおあたまがめ科	<p>おおあたまがめ科全種</p>	<p>平成二五年六月一二日</p>
りくがめ科	<p>アストロケリユス・ラディアタ(マダガスカルホシガメ) アストロケリユス・イニフォラ(イニホーラリクガメ) ケロノイデイス・ニグラ(ガラパゴスゾウガメ) ゲオケロネ・プラテユノタ(ビルマホシガメ) ゴフェルス・フラヴォマルギナトウス(メキシコゴファーガメ) プサンモバテス・ゲオメトリクス(チズガメ) ピュクスイス・アラクノイデス(クモノスガメ) ピュクスイス・プラニカウダ(ヒラオリクガメ) テストウド・クレインマンニ(エジプトリクガメ)</p>	<p>昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成二五年六月一二日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 平成一七年一月一二日 平成一五年二月一三日 平成七年二月一六日</p>
すつぼん科	<p>アパロネ・スピニフェラ・アトラ(クロスツポン) キトラ・キトラ(タイコガシラスツポン) キトラ・ヴァンディユキ(ビルマコガシラスツポン) ニルソニア・ガンゲティクス(インドスツポン) ニルソニア・フルム(フルムスツポン) ニルソニア・ニグリカンス(ウスグロスツポン)</p>	<p>昭和五五年一月四日 平成二五年六月一二日 平成二五年六月一二日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日</p>
<p>四 両生綱 (一) 無尾目 ひきがえる科</p>	<p>アルテイフリユノイデス属(コウチヒキガエル属) 全種 アテロプス・ゼテキ(ツエテクマガイドクガエル) アミエトフリユヌス・スペルキリアリス(カメルーンヒキガエル) インキリウス・ペリグレネス(オレンジヒキガエル) ネクトフリユノイデス属(コモチガエル属) 全種</p>	<p>昭和五五年一月四日 昭和五八年七月二九日 昭和五五年一月四日 平成七年二月一六日 昭和五五年一月四日</p>

	ひめがえる科	ニンバブリュノイデス属(ニシコモチヒキガエル属) 全種 デュスコフス・アントンギリイ(アントンギルガエル)	昭和五五年一月四日 昭和六二年一〇月二二日
	(二) 有尾目		
	おおさんしょうお科	アンドリアス属(オオサンショウウオ属) 全種	昭和五五年一月四日
	いもり科	ネウレルグス・カイセリ(カイザーツエイモリ)	平成二二年六月二三日
	五 板鰓 <sup>さい</sup> 亜綱		
	のこぎりえい目		
	のこぎりえい科	のこぎりえい科全種	プリステイス・ミクロドンの個体等については平成二五年六月一二日、その他の種の個体等については平成一九年九月一三日
	六 条鰭 <sup>き</sup> 亜綱		
	(一) ちようざめ目		
	ちようざめ科	アキペンセル・ブレヴィロストルム(ウミチヨウザメ) アキペンセル・ストウリオ(バルチックチヨウザメ)	昭和五五年一月四日 昭和五八年七月二九日
	(二) こい目		
	カトストムス科	カスミステス・クユス(クイウイ)	昭和五五年一月四日
	こい科	プロバルブス・ユルリエニ(プロバルブス)	昭和五五年一月四日
	(三) オステオグロツサム目		
	オステオグロツサム科	スクレロパゲス・フォルモスス(アジアアロワナ)	昭和五五年一月四日
	(四) すずき目		
	にべ科	トトアバ・マクドナルデイ(トトアバ)	昭和五五年一月四日
	(五) なまず目		
	パンガシウス科	パンガシミアノドン・ギガス(メコンオオナマズ)	昭和五五年一月四日
	七 肉鰭 <sup>き</sup> 亜綱		
	シーラカンス目		
	ラテイメリア科	ラテイメリア属(シーラカンス属) 全種	ラテイメリア・カルンナエ(シーラカンス)の個体等については平成二年一月一八日、その他の種の個体等については平



	<p>一〇 腹足綱 柄眼目</p> <p>クアドルラ・インテルメディア (サルガオカワボタンガイ) クアドルラ・スパルサ (アパラチアンサルガオカワボタンガイ) トクソラスマ・キュリンドレルラ ウニオ・ニクリニアナ ウニオ・タンピコエンスイス・テコマテンシス (タンピコヌマガイ) ヴィルロサ・トラバリス (カンバーランドヌマガイ)</p>	<p>昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日 昭和五五年一月四日</p>
<p>ハワイマイマイ科</p>	<p>アカテイネルラ属 (ハワイマイマイ属) 全種</p>	<p>昭和六二年一〇月二二日</p>
<p>第二 植物界</p>	<p>アガヴェ・パルヴィフロラ</p>	<p>昭和五八年七月二九日</p>
<p>りゅうぜつらん科</p>	<p>パキユポデイウム・アムボンゲンセ</p>	<p>平成七年二月一六日</p>
<p>きょうちくとう科</p>	<p>パキユポデイウム・バロニイ パキユポデイウム・デカリユイ</p>	<p>平成二年一月一八日 平成二年一月一八日</p>
<p>なんようすぎ科</p>	<p>アラウカリア・アラウカナ (チリーマツ)</p>	<p>昭和五五年一月四日</p>
<p>サボテン科</p>	<p>アリオカルプス属全種</p> <p>アストロフトウム・アステリアス (兜丸) アズテキウム・リテリ (花籠) コリュファンタ・ウエルデルマンニイ (精美丸) デイスコカクトウス属全種 エキノケレウス・フェルレイリアヌス・リンドサイイ エキノケレウス・スクモルリイ</p>	<p>アリオカルプス・アガヴオイデス (アガベ牡丹) 及びアリオカルプス・スカファロストルス (龍角牡丹) の個体等については昭和五六年六月六日、アリオカルプス・トリゴヌス (三角牡丹) の個体等については昭和五八年七月二九日、その他の種の個体等については平成四年六月一日</p> <p>昭和六二年一〇月二二日 昭和五六年六月六日 昭和五八年七月二九日 平成四年六月一日 昭和五六年六月六日 昭和五八年七月二九日</p>

エスコバリア・ミニマ

エスコバリア・スネエデイイ（エスコバリア・レイイを含む。）

マンミルラリア・ペクティニフェラ（白斜子）

マンミルラリア・ソリスイオイデス

メロカクトウス・コノイデウス

メロカクトウス・デйнаカントウス

メロカクトウス・グラウケスケンス

メロカクトウス・パウキスピヌス

オブレゴニア・デネグリイ（帝冠）

パキユケレウス・ミリタリス

ペディオカクトウス・ブラデュイ（ペディオカクトウス・ブラデュイ・  
デスパイニイ及びペディオカクトウス・ブラデュイ・ウインクレリを含  
む。）

ペディオカクトウス・クノウルトニイ

ペディオカクトウス・パラディネイ

ペディオカクトウス・ペエブレシイアヌス

ペディオカクトウス・スイレリ

ペレキュフオラ属全種

スクレロカクトウス・ブレヴィハマトウス・トブスキイ

スクレロカクトウス・エレクトケントルス

スクレロカクトウス・グラウクス

スクレロカクトウス・マリポセンシス

スクレロカクトウス・メサエーヴェルダエ

スクレロカクトウス・ニュエンシス

スクレロカクトウス・パピュラカントウス

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

平成四年六月一日

平成四年六月一日

平成四年六月一日

平成四年六月一日

昭和五六年六月六日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

ペレキュフオラ・アセルリフォルミス（  
精巧丸）及びペレキュフオラ・ストロピ

フォルミスの個体等については昭和五六

年六月六日、その他の種の個体等につい

ては昭和六〇年八月一日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

昭和五八年七月二九日

	<p>スクレロカクトウス・プビスピヌス スクレロカクトウス・ウリグテティアエ ストロンボカクトウス属全種 トウルビニカルプス属全種</p>	<p>昭和五八年七月二九日 昭和五八年七月二九日 昭和五八年七月二九日 トウルビニカルプス・ラウイ、トウルビニカルプス・ロフォオフロイデス、トウルビニカルプス・プセウドマクロケレ（長城丸）、トウルビニカルプス・プセウドペクテイナトウス、トウルビニカルプス・スクミエディケアヌス（昇龍丸）及びトウルビニカルプス・ヴァルデジアヌスの個体等については昭和五八年七月二九日、その他の種の個体等については平成四年六月一日</p>
きく科	ウエベルマンニア属全種	平成四年六月一日
ひのき科	サウスレア・コストウス（木香）	昭和六〇年八月一日
	フイトズロイア・クプレソイデス（アレルセ）	昭和五五年一月四日
	ピルゲロデンドロン・ウヴィフェルム（チリーヒノキ）	昭和五五年一月四日
そてつ科	キユカス・ベドメイ	昭和六二年一〇月二二日
	エウフォルビア・アンボヴオンベンスイス	平成二年一月一八日
とうだいぐさ科	エウフォルビア・カプサインテマリエンシス	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・クレメルスイイ（エウフォルビア・クレメルスイイ品種 ヴィリディフォリア及びエウフォルビア・クレメルスイイ変種 ラコトザフユイを含む。）	平成七年二月一六日
	エウフォルビア・キュリンドリフォリア（エウフォルビア・キュリンドリフォリア・トウベリフエラを含む。）	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・デカリユイ（エウフォルビア・デカリユイ変種 アンパニヒュエンシス、エウフォルビア・デカリユイ変種 ロビンソニイ及びエウフォルビア・デカリユイ変種 スピロステイカを含む。）	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・フランコイスイイ	平成二年一月一八日





備考 括弧内に記載する呼称は、和名又は通称である。

別表第三 特定国内希少野生動植物種（第一条関係）

科名	種名
植物界	
おしだ科	ポリュステイクム・オバイ（アマミデンダ）
らん科	キュプリペディウム・マ克蘭トウム変種ホテイアツモリアヌム（ホテイアツモリ） キュプリペディウム・マ克蘭トウム変種レブネンセ（レブニアツモリソウ） キュプリペディウム・マ克蘭トウム変種スペキオスム（アツモリソウ） デンドロビウム・オキナウエンセ（オキナワセツコク）
はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスイアヌム（ハナシノブ）
きんぼうげ科	カルリアンテムム・インスイグネ変種ホンドエンセ（キタダケソウ）
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。

別表第四 器官及び加工品（第二条の二、第二条の三関係）

科名	器官	加工品
第一 動物界 一 哺乳綱 (一) 偶蹄目		
プロングホーン科	毛、皮、角	毛皮製品（毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）、皮革製品（皮を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品であつて毛皮製品以外のものをいう。以下同じ。）、角製品（角を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
うし科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
らくだ科	毛、皮	毛皮製品
しか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
じゃこうじか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
いのしし科	牙	牙を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品



			きつねぎる科	毛、皮	毛皮製品
			いたちきつねぎる科	毛、皮	毛皮製品
		(七)	長鼻目		
		ぞう科	皮、牙	皮革製品、牙を材料として製造された装身具、調度品、印章その他環境省令で定める物品	
		(八)	齧 <sup>げっ</sup> 歯目		
		チンチラ科	毛、皮	毛皮製品	
		(九)	海牛目		
		ジュゴン科	皮	皮革製品	
		マナティー科	皮	皮革製品	
		二 鳥綱			
		(一)	ここのとり目		
		ここのとり科	羽毛	羽毛製品（羽毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）	
		とき科	羽毛	羽毛製品	
		(二)	はと目		
		はと科	羽毛	羽毛製品	
		(三)	ぶっぼうそう目		
		さいちよう科	くちばし、羽毛	くちばしを材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品、羽毛製品	
		(四)	わしたか目		
		わしたか科	羽毛	羽毛製品	
		コンドル科	羽毛	羽毛製品	
		(五)	きじ目		
		きじ科	羽毛	羽毛製品	
		(六)	つる目		
		つる科	羽毛	羽毛製品	
		(七)	レア目		
		レア科	皮、羽毛	皮革製品、羽毛製品	

(四) かめ目	にしきへび科	皮	皮革製品	
		つめなしボア科	皮	皮革製品
		ボア科	皮	皮革製品
	(三) へび亜目			
	おおとかげ科	皮	皮革製品	
	たてがみとかげ科	皮	皮革製品	
	(二) とかげ亜目			
	ガビアル科	皮	皮革製品	
	クロコダイル科(クロコ デュルス・アクトウス(ア メリカワニ)、クロコ デュルス・モレレティイ (グアテマラワニ)、ク ロコデュルス・ニロティ クス(ナイルワニ)、ク ロコデュルス・ポロスス (イリエワニ)及びクロ コデュルス・スイアメン スイス(シヤムワニ)を 除く。)			皮革製品
	アリゲーター科(カイマ ン・ラティロストリス(ク チビロカイマン)及び メラノスクス・ニゲル(ク ロカイマン)を除く。)			皮革製品

別表第六 登録対象個体群（第四条関係）

種 名

個 体 群

個 体 等

うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品	原 材 料 器 官 等
おおとかげ科	皮及びその加工品	
ぞう科	皮及びその加工品、牙及びその加工品	
うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品	

別表第五（第二条の四関係）

うみがめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品（甲を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
おさがめ科	皮	皮革製品
かめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品
いしがめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品
りくがめ科	甲	甲製品
四 昆虫綱		
ちよう目		
あげはちよう科	翅 <small>はね</small>	翅 <small>はね</small> を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品
第二 植物界		
なんようすぎ科	幹（皮をはいだものを除く。以下同じ。）、枝条（皮をはいだものを除く。以下同じ。）	
サボテン科	茎	
ひのき科	幹、枝条	
まめ科	幹、枝条	
ゆり科	葉	
らん科	花、茎	
まつ科	幹、枝条	

アンティロカプラ・アメリカナ（プ ロングホーン）	メキシコの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ヴィクグナ・ヴィクグナ（ビクーナ ）	アルゼンチンのカタマルカ県、フファイ県、ラ・リオハ 県、サルタ県及びサン・ホアン県、ボリビア、チリの タラパカ地方第一区、エクアドル並びにペルーの個体 群（アルゼンチンのラ・リオハ県、サルタ県又はサン ・ホアン県の個体群にあつては、半ば人の管理下に置 かれた個体群に限る。）	毛、毛を材料として製造された加工品（皮を材 料として製造されたものを除く。）
モスクス属（ジャコウジカ属）全種	アフガニスタン、ブータン、インド、ミャンマー、ネ パール及びパキスタンの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
カニス・ルプス（オオカミ）のうち カニス・ルプス・デインゴ（デイン ゴ）及びカニス・ルプス・ファミリ アリス（イヌ）以外のもの	ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群 以外の個体群	個体、器官、加工品
カラカル・カラカル（カラカル） ヘルパイルルス・イアグアロンディ （ジャガランディ）	アジアの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
プリオナイルルス・ベンガレンスイ ス・ベンガレンスイス（ベンガルヤ マネコ）	中米及び北米の個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
プリオナイルルス・ルビギノスス（ サビイロネコ）	バングラデシュ、インド及びタイの個体群以外の個体 群	個体、器官、加工品
アオニユクス・コンギクス（カメル ーンツメナシカワウン）	インドの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ウルスス・アルクトス（ヒグマ）	カメルーン及びナイジェリアの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ケラトテリウム・スイムム・スイム ム（ミナミシロサイ）	ブータン、中華人民共和国、メキシコ及びモンゴルの 個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ロクソドント・アフ리카ナ（アフリ	南アフリカ共和国及びスワジランドの個体群	生きている個体
	ボツワナの個体群	生きている個体、皮、牙（環境省令で定めるも



<p>ヴィペラ・ウルスイニイ（ノハラク サリヘビ）</p>	<p>欧州の個体群以外の個体群（アルメニア、アゼルバイ ジャン、ベラルーシ、エストニア、ジョージア、カザ フスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、モルド バ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウク ライナ及びウズベキスタンの個体群を含む。）</p>	<p>個体、加工品</p>
<p>備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。</p>		